

千葉県立特別支援学校流山高等学園「学校いじめ防止基本方針」

学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに対しては、どの生徒にも起こりえると考え、この卑劣な行為は決して許してはいけないという共通理解の下、いじめ防止といじめの早期発見に取り組む。さらにいじめの疑いを認知した場合は速やかな対応と解決を図るために学校いじめ防止基本方針を定める。

1 いじめ防止等の対策のための組織

（設置）

（1）名称

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第二十二条に基づき、千葉県立特別支援学校流山高等学園「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

（2）役割

- ①学校いじめ防止基本方針策定及び年間指導計画の立案
- ②いじめの相談及び通報の窓口（セクハラ相談員が兼務）
- ③いじめの疑い、いじめ等の情報収集及びいじめアンケートの実施
- ④いじめの疑い、いじめが認識された場合、委員の招集と対応検討
- ⑤県教委への通報、警察等関係機関との連携及び緊急職員会議の招集
- ⑥研修会の企画立案
- ⑦未然防止および早期発見

（3）構成

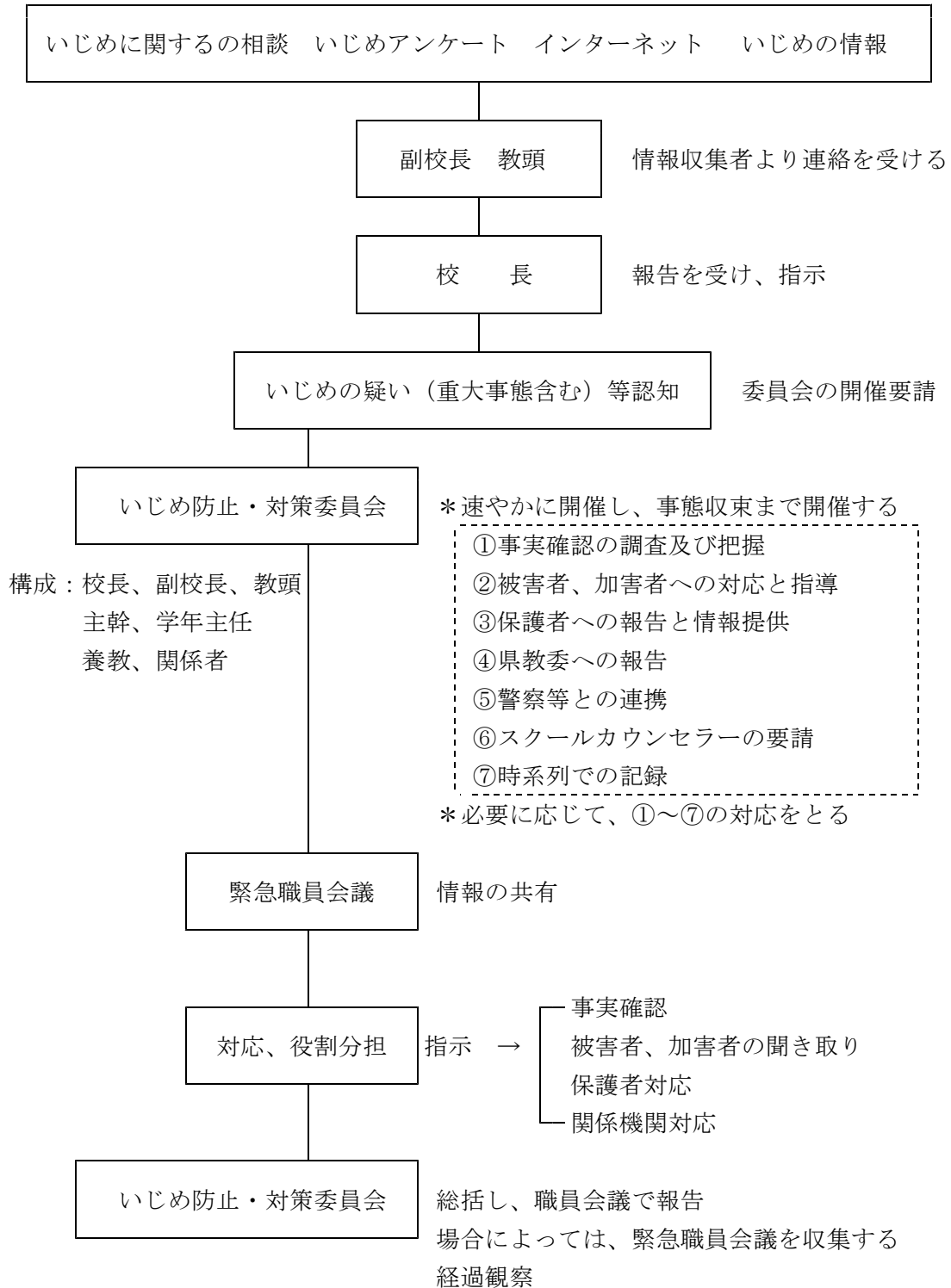
構成員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導担当、養護教諭とする。必要に応じて、関係者（学級担任、副担任、学科主任等）の参加を求めることができる。

（4）重大事態発生時

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時、又はいじめにより生徒が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時はスクールカウンセラー等を要請する。

重大事態が発生した場合、適切且つ速やかな情報収集を行い、いじめを受けた生徒及び保護者に対して必要な情報を提供するとともに県教委に報告する。

2 いじめ対応マニュアル



*いじめ防止・対策委員会は、通常時は毎月末に開催する。いじめの疑い等が認知された場合は、対応マニュアルによって早期解決を図る。